## (訳文)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との

間の協定を改正する議定書

日本国政府及びマレーシア政府は、

千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回 [避及

び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定 (以下「協定」という。)及び協定の 不可

部を成す千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された議定書(以下「千九百九十九年

の議定書」という。)を改正することを希望して、

分の一

次のとおり協定した。

第一条

協定第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、 この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しく

は、 定 は の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。 地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国 第一条及び第二条の規定による制限を受けない。 の法令 (当該法令に基づく課税がこの協 情 報 の交換

2 情 者又は当局 情 審 する執行若しくは訴追、 理又は一 報をそのような目的 報と同 1 の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、 様に秘密として取り扱うものとし、 司法上の決定に (裁判所及び行政機関を含む。) に対してのみ、 *(*) これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与 ため お **,** \ にの て開示することができる。 み使用する。 1に規定する租税 これらの者又は当局は、 当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した 開示される。  $\mathcal{O}$ 賦課若しくは徴収、 当該情報を公開の法廷に これらの者又は当局 これらの は、 租 お 税 ける 当該 する に . 関

- 3 てはならない。 1 及び 2の規定は、 ١, かなる場合にも、 一方の締約国に対し、 次のことを行う義務を課するものと解
- (a) 方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一 方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手するこ

とができない情報を提供すること。

(c) 情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような

4 段を講ずる。 その提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 その制限は、 る場合には、 一方の締約国は、 **,** \ 自己の課税目的のために必要でないときであっても、 方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、 かなる場合にも、 他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請す 当該情報が自己の課税目的 のために必要でないことのみを理由として 当該情報を入手するために必要な手 3の規定に定める制限に従うが、

5 することを認めるものと解してはならない。 る情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否 3の規定は、 提供を要請された情報が銀行その他 の金融機関、 名義人、代理人若しくは受託者が有す

## 第二条

千九百九十九年の議定書3の次に次の3を加える。

3A てその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関し 当該一方の締約国の法令に基づいて保護される

第三条

ものについては、その提供を拒否することができる。

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書

は、 その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

この議定書は、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に適用する。

3 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

2

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千十年二月十日にプトラジャヤで、 英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

堀江正彦

アワン・アデックマレーシア政府のために